容器包装廃棄物に係る分別収集計画書
（第１１期）

令和８年１月

長崎県諫早市

目　　次

１　計画策定の意義　・・・

１　計画策定の意義

本市は、長崎県の中央に位置し、有明海、大村湾、橘湾という特性の異なる３つの海と多良山系の山々、広大な干拓地や肥よくな丘陵地帯など自然の恵み豊かな地域です。

本市のまちづくりにおいては、「ひと」が全ての中心です。

本市が有する多様な地域資源や地域力を活かした創造的な活動を展開することにより、雇用を創出し、次代を担う子どもを育て、新たな魅力や価値、活力を生み出す「ひとが輝く創造都市・諫早」を目指し、誰もが希望を持って安心して暮らせる笑顔あふれるまちを実現していこうとするものです。

この都市像を実現するため、「輝くひとづくり」、「活力あるしごとづくり」、「魅力あるまちづくり」を基本目標として定めています。

市民生活の利便性を高め、暮らしの多様な楽しみと快適な生活基盤の充実を図り、環境と共生・調和した持続可能な生活環境を実現する、満足度の高い「自然と調和した暮らし」を目指していくためにも、大量生産、大量消費、大量廃棄に支えられた社会経済・ライフスタイルを見直し、循環型社会を形成していく必要があります。そのためには、社会を構成する主体がそれぞれの立場でその役割を認識し、履行していくことが重要になります。

本計画はこのような状況のなか､容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「法」という。)』第８条に基づいて、一般廃棄物の大半を占める容器包装廃棄物を分別収集し、及び地域における容器包装廃棄物の３Ｒ（リデュース・リユース・リサイクル）を推進し、資源化処理を図る目的で、市民、事業者、行政それぞれの役割や具体的な推進方策を明らかにするとともに、これを公表することにより、すべての関係者が一体となって取り組むべき方針を示したものです。

本計画の推進により、容器包装廃棄物の３Ｒを推進することによって、廃棄物を減量し、廃棄物処理施設の延命化と資源の有効利用を図るとともに循環型社会の形成を図るものです。

２　基本的方向

本計画を実施するに当たっての基本的方向を以下に示す。

(1) 容器包装廃棄物の発生抑制、再使用、リサイクルを基本とした地域社会づくり

(2) すべての関係者が一体となった取り組みによる環境負荷の低減

３　計画期間

本計画の計画期間は令和８年４月を始期とする５年間とし、令和１０年度に見直す。

４　対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色、茶色、その他）、飲料用紙製容器、段ボール、紙製容器包装、ペットボトルを対象とする。

５　各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み

（法第８条第２項第１号）

区　分	令和 ８年度	令和 ９年度	令和 10 年度	令和 11 年度	令和 12 年度
容器包装廃棄物	11,123ｔ	11,070ｔ	11,016ｔ	10,963ｔ	10,910ｔ

（単位：ｔ/年）

容器包装廃棄物の種類		8年度	9年度	10 年度	11 年度	12 年度
金属		710	707	704	701	698
	スチール製容器	222	221	220	219	218
	アルミ製容器	488	486	484	482	480
ガラス		1,064	1,059	1,054	1,049	1,044
	無色のガラス製容器	665	662	659	656	653
	茶色のガラス製容器	354	352	350	348	346
	その他のガラス製容器	45	45	45	45	45
紙類		3,900	3,882	3,863	3,845	3,827
	飲料用紙製容器	266	265	264	263	262
	段ボール	2,127	2,117	2,107	2,097	2,087
	その他の紙製容器包装	1,507	1,500	1,492	1,485	1,478
プラスチック		5,449	5,422	5,395	5,368	5,341
	ペットボトル	974	969	964	959	954
	白色トレイ	132	131	130	129	128
	その他のプラ製容器包装	4,343	4,322	4,301	4,280	4,259

※算出根拠

容器包装廃棄物の排出量（見込み）＝①×②

① 排出量（見込み）＝令和６年度の総ごみ量（可燃ごみ、不燃ごみ、資源物等）×過去５年間の平均人口減少率（10／1 住基）

②容器包装廃棄物潜在比率＝市町村分別収集計画策定の手引き（環境省）「ごみ排出量に占める容器包装廃棄物比率」Ｉ市とＪ市とＬ市の平均値を採用

６　容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項

（法第８条第２項第２号）

容器包装廃棄物の排出抑制の促進を図るため、以下の方策を実施する。

なお、実施に当たっては、市民、事業者、行政がそれぞれの立場から役割を分担し、相互に協力・連携を図る。

(1) 市民の役割

①３Ｒの実践

・スーパー等では、レジ袋等を購入時に断る。
・過剰包装を断り、簡易包装や無包装のものを購入する。
・商品情報等をチェックし、必要なものを購入する。
・各種団体におけるフリーマーケットやバザーを利用する。
・資源物の集団回収等に協力する。
・食品トレー等の店頭回収に協力する。

②再生品等の購入

商品を購入する際は、エコマーク商品や再生品を積極的に購入する。

③適正処理への協力

ごみの分別排出に協力する。

④マイバッグ運動への参加

買い物の際には、買い物袋等を持参する。

(2) 事業者の役割

①発生源における排出抑制

複数事業者の協力による店頭回収体制等を整備する。

②過剰包装の抑制

使い捨て容器（トレイ等）の使用を必要最少限にする。また、マイバッグ運動に協力する。

③流通包装廃棄物の排出抑制

梱包材については、その使用量を極力抑制するよう梱包方法の工夫を行うとともに、回収・再生利用する体制を整備する。

④使い捨て容器の使用抑制と自主回収・資源化の推進

使い捨て容器から繰り返し利用可能な容器等への転換を図るとともに、空きかん等資源として再生可能なものについては回収促進を図る。

⑤再生品の使用促進等

再生品の使用に努める。また、商品設計・開発段階からリサイクル可能なものづくりに取り組むよう努める。

(3) 行政の役割

①教育・啓発活動の充実

地区別懇談会、出前講座、空きかん回収キャンペーン、エコフェスタ等を開催するとともに、教育委員会等との連携を図り環境学習及び環境教育の推進を図る。

②再資源化奨励補助金制度の継続

自治会や子供会等の住民団体によって行われる集団回収やステーション回収に対しては、補助金を交付することにより資源物回収を推進する。

③資源物ストックハウスの充実

各地域に設置している「資源物ストックハウス」を活用し、段ボール等紙類の容器について資源物回収を推進する。

④マイバッグ運動（レジ袋の削減）や簡易包装の推進

関係機関と連携を図り、マイバッグ運動等を推進する。

7　分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分　（法第８条第２項第３号）

容器包装リサイクル法に定められた分別収集をする容器包装廃棄物の種類のうち、本市での種類を下表左欄のとおりとする。

また、処理施設、収集体制等を勘案し、収集に係る分別の区分は下表右欄のとおりとする。

分別収集する容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分
主としてスチール製の容器 主としてアルミ製の容器	空きかん
主としてガラス製の容器 ・無色のガラス製容器 ・茶色のガラス製容器 ・その他のガラス製容器	空きびん
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。）	飲料用紙パック
主として段ボール製の容器	段ボール
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	雑がみ
主としてポリエチレンテレフタレート（ＰＥＴ）製の容器であって飲料又はしょうゆ等を充てんするためのもの	ペットボトル

８　各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第２条第６項に規定する主務省令で定める物の量の見込み　（法第８条第２項第４号）

	令和８年度		令和９年度		令和１０年度		令和１１年度		令和１２年度	
主としてスチール製の容器	102ｔ		101ｔ		101ｔ		101ｔ		100ｔ	
主としてアルミ製の容器	156ｔ		156ｔ		155ｔ		154ｔ		153ｔ	
無色のガラス製容器	（合計） 61t		（合計） 61t		（合計） 61t		（合計） 60t		（合計） 60t	
	(引渡量)	(独自処理量) 61t	(引渡量)	(独自処理量) 61t	(引渡量)	(独自処理量) 61t	(引渡量)	(独自処理量) 60t	(引渡量)	(独自処理量) 60t
茶色のガラス製容器	（合計） 183t		（合計） 182t		（合計） 181t		（合計） 181t		（合計） 180t	
	(引渡量)	(独自処理量) 183t	(引渡量)	(独自処理量) 182t	(引渡量)	(独自処理量) 181t	(引渡量)	(独自処理量) 181t	(引渡量)	(独自処理量) 180t
その他のガラス製容器	（合計） 84t		（合計） 84t		（合計） 83t		（合計） 83t		（合計） 83t	
	(引渡量)	(独自処理量) 84t	(引渡量)	(独自処理量) 84t	(引渡量)	(独自処理量) 83t	(引渡量)	(独自処理量) 83t	(引渡量)	(独自処理量) 83t
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。）	0t		0t		0t		0t		0t	
主として段ボール製の容器	375t		373t		372t		370t		368t	
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	（合計） 107t		（合計） 106t		（合計） 106t		（合計） 105t		（合計） 105t	
	(引渡量)	(独自処理量) 107t	(引渡量)	(独自処理量) 106t	(引渡量)	(独自処理量) 106t	(引渡量)	(独自処理量) 105t	(引渡量)	(独自処理量) 105t
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料又はしょうゆその他主務大臣が定める商品を充てんするためのもの	（合計） 339t		（合計） 337t		（合計） 335t		（合計） 334t		（合計） 332t	
	(引渡量) 339t	(独自処理量)	(引渡量) 337t	(独自処理量)	(引渡量) 335t	(独自処理量)	(引渡量) 334t	(独自処理量)	(引渡量) 332t	(独自処理量)

９　各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第２条第６項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

特定分別基準適合物等の量及び容器包装リサイクル法第２条第６項に規定

する主務省令で定める物の量の見込み

＝　直近年度の分別基準適合物等の収集実績×人口変動率

また、人口変動率は、過去５年間の平均とした。

令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度	令和 12 年度
130,981 人 （対前年度比） 99.51%	130,339 人 （対前年度比） 99.51%	129,700 人 （対前年度比） 99.51%	129,065 人 （対前年度比） 99.51%	128,432 人 （対前年度比） 99.51%

※住基人口（１０月１日現在）

１０　分別収集を実施する者に関する基本的な事項（法第８条第２項第５号）

本市は、平成 17 年 8 月からごみの８種分別による収集体制を実施しているため、分別収集は現行の収集体制を継続して行う。

また、紙類については、資源物ストックハウスで拠点回収を行うとともに、自治会・婦人会・子供会等による団体が集団回収を継続して行う。

分 別 収 集 の 実 施 主 体

容器包装廃棄物の種　類		収集に係る分別の区分	収集・運搬段階	選別・保管等段　階
金属	スチール製容器	空きかん	委託業者による定期収集	一部事務組合施設
	アルミ製容器			
ガラス	無色のガラス製容器	空きびん	委託業者による定期収集	一部事務組合施設
	茶色のガラス製容器			
	その他のガラス製容器			
紙類	飲料用紙製容器	紙パック	住民団体による集団回収	市施設
	段ボール	段ボール	住民団体による集団回収	民間事業者

	その他の紙製容器包装	雑がみ	公共施設拠点回収	施設
プラスチック	ペットボトル	ペットボトル	委託業者による定期収集	指定事業者施設

１１　分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第８条第２項第６号）

分別収集の用に供する施設の整備概要は下表のとおりであり、現在の施設を利用するものとする。

分別収集の用に供する施設整備計画

分別収集する容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分	収集容器	収 集 車	中 間 処 理
スチール製容器	空きかん	指定袋	深ボディダンプ車	県央不燃物再生センター（選別、圧縮、保管）
アルミ製容器				
無色のガラス製容器	空きびん	指定袋	深ボディダンプ車	
茶色のガラス製容器				
その他のガラス製容器				
飲料用紙製容器	紙パック	袋	深ボディダンプ車	市環境センター（保管）
段ボール	段ボール	縛る	深ボディダンプ車	ストックハウス
その他の紙製容器包装	紙製容器包装	袋		
ペットボトル	ペットボトル	指定袋	パッカー車	指定事業者（選別、圧縮、保管）

１２　その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

(1) ごみと資源物カレンダー、市報、市ホームページ等を通じてごみの排出抑制、分別徹底、再生利用、適切なごみの出し方に関する啓発活動に取り組み、意識の向上を図る。

(2) 資源物回収をより推進するため、各種団体と連携を図りながら、再資源化奨励補助金制度や資源物ストックハウスの活用を促進する。

(3) ごみの減量化、資源化及び分別収集を円滑かつ効率的に推進するため、地域で組織される各種団体からの意見等を聴取する。

(4) 本計画で分別収集する以外の容器包装廃棄物で再生・資源化が可能なものについては、さらに検討を行う。